静岡県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 静岡県条例第2号

静岡県部設置条例の一部を改正する条例

静岡県部設置条例(平成18年静岡県条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務	第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務
は、次のとおりとする。	は、次のとおりとする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
⑷ くらし・環境部	⑷ くらし・環境部
ア〜エ (略)	ア〜エ (略)
	オ 盛土等に関する事項
(5)~(8) (路)	(5)~(8) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。